

工業用LPガス料金高騰対策支援金

LPガス料金の高騰により事業活動に影響が出ている中小企業に対し令和6年4月分から令和7年3月分までの工業用LPガス料金の高騰分の一部を支援します。

支援対象者

◆次の全てを満たす中小企業等（みなし大企業を除く）又は中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合

- (1) 申請日において事業活動の実態があり、引き続き事業活動を継続する意思があること。
- (2) 営業に必要な許認可等を有していること。
- (3) 静岡市内に事業所を有し、ガス会社と契約により工業用LPガスを市内で消費したこと。

※工業用LPガスとは次に該当しないLPガスのことです。

- ・一般家庭が使用するLPガス
- ・暖房や冷房、飲食物の調理のための燃料として業務の用に消費するLPガス（例：飲食業等）
- ・一般乗用旅客自動車運送事業に消費するLPガス（例：タクシー等）
- ・蒸気の発生、水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に消費するLPガス（例：公衆浴場業等）

支援内容

$$\left[\begin{array}{l} \text{令和6年4月分～令和7年3月分の工業} \\ \text{用LPガスの使用量の合計（単位：m}^3\text{、kg、} \\ \text{L）} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} 20\text{円}/\text{m}^3 \\ 9.16\text{円}/\text{kg} \\ 4.77\text{円}/\text{L} \end{array}$$

1 事業者あたりの上限額

50万円

※1円未満切捨て

※申請は1事業者あたり1回のみです。

静岡市内に複数箇所で使用している場合は全箇所分を合算して申請してください。

申請書類

- (1) 工業用LPガス料金高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 中小企業情報調書（様式第2号）
- (3) 支援金交付申請額算定書（様式第3号）
- (4) 法人にあつては登記事項証明書
- (5) 個人事業主にあつては事業活動の実態が確認できる書類
- (6) 工業用LPガスの契約実態及び使用量が確認できる書類
- (7) 請求書
- (8) 口座が確認できるもの（通帳の写し等）

市HP



<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2859/s012355.html>

申請方法

以下のいずれかの方法で、必要書類を提出してください。

- ①オンライン申請（右記市HPからアクセス）
- ②申請書類を郵送又は持参 [静岡庁舎では受付できません]

問合せ

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎5階
経済局 商工部 産業政策課 企画係

電話番号：054-354-2185（平日 午前8時30分～午後5時15分）